

建設工事の予定価格等の決定等に係る事務処理試行要綱

平成 19 年 11 月 8 日 19 南管財第 394 号
平成 30 年 7 月 17 日 30 南管財第 170 号
最終改正 令和 6 年 3 月 1 日 5 南管財第 311 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、南島原市が発注する建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の入札の透明性及び公正性を図るため、次の各号に掲げる価格のランダム化に基づく決定等に係る事務処理手続きの試行を行うために定めるものである。

- (1) 南島原市契約規則（平成 18 年南島原市規則第 44 号。以下「規則」という。）第 6 条に規定する予定価格及び第 7 条に規定する最低制限価格
- (2) 履行確実性評価方式試行要領（平成 30 年 7 月 17 日付け 30 南管財第 173 号）に規定する履行確実性評価価格及び履行確実性確保価格

(対象工事)

第 2 条 南島原市が発注する建設工事のうち競争入札に付する工事を対象とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ランダム化 パソコン等におけるランダム関数に基づき算出されたランダム係数を使用して算定する方法をいう。
- (2) 設計金額 設計書、仕様書等によって算定された当該工事に要する総額をいい、取引に係る消費税及び地方消費税の額を含んだものをいう。
- (3) 予定価格 規則第 6 条に規定するものをいう。
- (4) 予定基本価格 予定価格の算出の基礎となるものをいう。
- (5) 最低制限価格 規則第 7 条に規定するものをいう。
- (6) 最低制限基本価格 最低制限価格の算出の基礎となるものをいう。
- (7) 最低制限設計価格 「建設工事における最低制限価格の取り扱いについて（令和 6 年 3 月 1 日付け 5 南管財第 312 号）」により算出したものをいう。
- (8) 履行確実性評価価格 履行確実性評価方式試行要領第 3 条に規定するものをいう。
- (9) 履行確実性評価基本価格 履行確実性評価価格の算出の基礎となるものをいう。
- (10) 履行確実性評価設計価格 「建設工事における履行確実性評価価格の取扱について（令和 6 年 3 月 1 日付け 5 南管財第 313 号）」により算出したものをいう。
- (11) 基本価格等 次に掲げる事項のものをいう。
 - ①最低制限価格工事における予定基本価格及び最低制限基本価格
 - ②履行確実性評価方式における予定基本価格及び履行確実性評価基本価格
- (12) 予定価格等 次に掲げる事項のものをいう。
 - ①最低制限価格工事における予定価格及び最低制限価格
 - ②履行確実性評価方式における予定価格、履行確実性評価価格及び履行確実性確保価格
- (13) 事前ランダム化 ランダム化により入札前までに基本価格等を算定することをいう。
- (14) 公開ランダム化 第 8 条に規定する方法により予定価格等を算定することをいう。

(公開ランダム化の告知)

第 4 条 市長は、あらかじめ、予定価格等の決定がこの要綱に基づき行われることを次の各号に定めるところにより告知しなければならない。

- (1) 一般競争入札（試行を含む。）
入札公告に記載する。
- (2) 指名競争入札
入札執行通知書（南島原市建設工事執行規則（平成 18 年南島原市規則第 45 号）様式第 3 号）に記載する。

(価格決定者)

- 第5条 基本価格等の決定は、市長又は南島原市事務決裁規定(平成18年訓令第3号)別表第1の予定価格の専決者(以下、市長等という。)が行うものとする。
- 2 予定価格等の決定については、当該入札の入札執行者が行うものとする。

(基本価格等の決定)

- 第6条 市長等は、入札前までに事前ランダム化により基本価格等を決定すると共に、別途これらの価格を当該基本価格調書(様式第1号又は様式第1号の2)に印刷した後、当該基本価格調書用封筒(様式第2号又は様式第2号の2)に封書しておくものとする。
- (1) 予定基本価格は、設計金額(税抜き)に事前ランダム係数(甲)を乗じて得た額とする。ただし、当該価格の金額は、千円未満の金額は切り捨て、千円止めとする。
- (2) 最低制限基本価格は、最低制限設計価格に事前ランダム係数(乙)を乗じて得た額とする。ただし、当該価格の金額は、千円未満の金額は切り捨て、千円止めとする。
- (3) 履行確実性評価基本価格は、履行確実性評価設計価格に、事前ランダム係数(丙)を乗じて得た額とする。ただし、当該価格の金額は、千円未満の金額は切り捨て、千円止めとする。
- (4) 事前ランダム係数の変動の範囲は次のとおりとする。
- ランダム係数(甲)は、 $0.999 \sim 1.000$ (-0.1%)の範囲
- ランダム係数(乙)は、 $1.000 \sim 1.001$ ($+0.1\%$)の範囲
- ランダム係数(丙)は、 $1.000 \sim 1.001$ ($+0.1\%$)の範囲
- (5) 予定基本価格、最低制限基本価格及び履行確実性評価基本価格は、設計金額(税抜き)、最低制限設計価格及び履行確実性評価設計価格を基に事前ランダム化により決定すること、及びその各事前ランダム係数の変動の範囲は公表する。
- なお、個別の入札案件における最低制限設計価格及び履行確実性評価設計価格並びに事前ランダム係数は公表しないものとする。

(公開ランダム化の周知及びランダム性の確認)

- 第7条 入札執行者は、予定価格等の決定がこの要綱に基づき行われる事を告知した上で、入札書の提出を求めるものとする。
- 2 第8条に規定する公開ランダム化の方法等については、原則として掲示の方法により周知を図るものとする。
- 3 入札参加者のうち希望者に対して、職員の電子計算機等(以下「パソコン等」という。)の操作により、公開ランダム係数が無作為に動作することの確認をパソコン等を用いて行うものとする。

(公開ランダム化の方法)

- 第8条 予定価格等は、入札会場において、パソコン等におけるランダム関数に基づき算出された公開ランダム係数を使用して、次に掲げる方法により作成するものとする。
- (1) 予定価格は、市長等が定めた予定基本価格に公開ランダム係数を乗じて算出するものとする。
- (2) 最低制限価格は、市長等が定めた最低制限基本価格に公開ランダム係数を乗じて算出するものとする。
- (3) 履行確実性評価価格は、市長等が定めた履行確実性評価基本価格に公開ランダム係数を乗じて算出するものとする。
- 2 前項で使用する公開ランダム係数の変動範囲は、別表第1又は別表第2によるものとする。

(基本価格等の確認)

- 第9条 入札執行者及び価格決定者は、第6条に規定する基本価格等をパソコン等に入力し、パソコン等画面に表示された基本価格等と当該工事の価格調書の基本価格等が同一であることを確認しなければならない。

(公開ランダム化の宣言及び実行)

- 第10条 入札執行者は、入札参加者に対して、予定価格等の決定に要する公開ランダム化を行う旨を宣言するものとし、価格決定者は、公開ランダム化のためのパソコン等のキ

一を押し下げ、公開ランダム化の実行を行う。

- 2 入札執行者は、前項の規定に基づき算出された公開ランダム係数を口答により公表するものとする。

(予定価格等の決定及び予定価格調書の作成)

第 11 条 価格決定者は、前条の結果に基づき、次の各号に定めるところにより、予定価格等を決定しなければならない。

- (1) 最低制限価格工事における予定価格等は、パソコン等により予定価格調書（南島原市建設工事執行規則様式第 1 号）に印字記入し、記名、押印のうえ、決定しなければならない。
- (2) 履行確実性評価方式工事における予定価格等は、パソコン等により予定価格調書（南島原市建設工事執行規則様式第 1 号の 2）に印字記入し、記名、押印のうえ、決定しなければならない。

(予定価格等の公表)

第 12 条 開札後、落札者又は南島原市建設工事一般競争入札実施要綱（平成 26 年南島原市告示第 101 号）第 15 条に規定する落札候補者（以下「落札者等」という。）があるときは、入札会場において、入札執行者は前条の規定により決定された予定価格等（履行確実性評価方式工事においては履行確実性評価価格及び履行確実性確保価格を含む。）を公表するものとする。

- 2 公表の方法は、入札執行者の口頭により行うものとする。ただし、入札が不調に終わり、落札者等がない場合には、予定価格等の公表は行わないものとする。
- 3 入札結果等は、市役所管財契約課掲示場及びホームページで公表するものとする。

(入札回数)

第 13 条 入札回数は、2 回までとする。なお、入札不調の場合においても、随意契約による契約は締結しないものとする。

(パソコン等の障害時の対応)

第 14 条 第 10 条に規定する宣言後において、予定価格等の公開ランダム化が行われるパソコン等の故障等により予定価格等の算出が困難となった場合には、入札を保留し、パソコン等の交換等必要な対策を講ずるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、停電等により公開ランダム化が困難であり、回復の見込みがたたない場合には、基本価格調書に記入している基本価格等を予定価格等とするものとする。
- 3 第 10 条に規定する宣言後において、予定価格等の公開ランダム化が行われ、予定価格等が算出されたものの、パソコン等の故障等により予定価格調書の印字記入が困難となった場合には、パソコン画面上の予定価格等を手書きにより予定価格調書に記入するものとする。
- 4 第 10 条に規定する宣言後において、予定価格調書等の公開ランダム化が行われ、予定価格等が算出されたものの、パソコン等の故障等により、予定価格調書への印字又は手書き記入することなく、予定価格等に係る事項が消滅した場合には、再度、予定価格等の算定手続きを行うこととする。

(電子情報処理組織による入札手続の特例)

第 15 条 電子情報処理組織（市の使用に係る電子計算機（入出力装置含む。）と入札をする者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行う入札の方法（「電子入札」をいう。）を指定したときは、この要綱に規定する入札手続きのうち、南島原市電子入札実施要綱（平成 29 年南島原市告示第 33 号）に定めるものについては、電子情報処理組織を使用して行うことができるものとする。

附 則（平成 19 年 11 月 8 日 19 南管財第 394 号）

この要綱は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 7 月 17 日 30 南管財第 170 号）

この要綱は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 1 日 5 南管財第 311 号）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号 (第 6 条関係)

基本価格調書

(最低制限価格工事)

番 号	
名 称	
履 行 場 所	
予 定 基 本 価 格	(入札書比較基本価格)
最低制限基本価格	(入札書比較基本価格)
上記のとおり定める 年 月 日	
職氏名 印	

様式第 1 号の 2 (第 6 条関係)

基本価格調書

(履行確実性評価方式工事)

番 号	
名 称	
履 行 場 所	
予 定 基 本 価 格	(入札書比較基本価格)
履行確実性評価基本価格	(入札書比較基本価格)
上記のとおり定める 年 月 日	
職氏名 印	

様式第 2 号 (第 6 条関係)

基本価格調書用封筒 (最低制限価格工事)

予 定 価 格 調 書 (基 本)

秘 第 号

工 事 名 _____

最低制限価格	有 無
--------	-----

所属 (課) 名 _____

- 備考 1 封筒の大きさは、標準規格長 3 を使用する。
 2 作成者は、封印すること。

様式第2号の2（第6条関係）
基本価格調書用封筒（履行確実性評価方式工事）

<h2 style="margin: 0;">予 定 価 格 調 書 （ 基 本 ）</h2>	
秘	第 号
工 事 名 _____	
履行確実性評価価格	設定
所 属 （ 課 ） 名 _____	

- 備考 1 封筒の大きさは、標準規格長3を使用する。
2 作成者は、封印すること。

別表第1（第8条関係）
第8条第2項に規定する公開ランダム係数の変動範囲（最低制限価格工事）

公 開 ラ ン ダ ム 係 数 の 範 囲		
係 数 の 名 称	ランダム係数（a）	ランダム係数（b）
公開ランダム化により決定する価格	予 定 価 格	最 低 制 限 価 格
係 数 の 範 囲	$0.999 \leq (a) \leq 1.000$	$1.000 \leq (b) \leq 1.010$

別表第2（第8条関係）
第8条第2項に規定する公開ランダム係数の変動範囲（履行確実性評価方式工事）

公 開 ラ ン ダ ム 係 数 の 範 囲		
係 数 の 名 称	ランダム係数（a）	ランダム係数（b）
公開ランダム化により決定する価格	予 定 価 格	履 行 確 実 性 評 価 価 格
係 数 の 範 囲	$0.999 \leq (a) \leq 1.000$	$1.000 \leq (b) \leq 1.010$